

車を借りてお出かけしませんか？

福祉自動車の貸出しを始めました

茅野市社会福祉協議会では、車いすのまま乗車できる福祉自動車を貸し出しています。

通院や買い物などのお出かけにぜひご利用ください。皆さまの安心・快適な移動をお手伝いします。



【Q 1】どんな人が利用できますか？

【A 1】茅野市にお住まいで、車いすを使用されている方や障がいのある方、その他移動の支援が必要な方が利用できます。

【Q 2】誰でも運転できますか？

【A 2】運転経験が3年以上あり、安全に運転できる方に運転をお願いしています。

【Q 3】貸出期間はどのくらいですか？

【A 3】貸出期間は3日以内です。

【Q 4】利用できる範囲はありますか？

【A 4】長野県内であれば、目的にかかわらずご利用いただけます。

【Q 5】利用料はかかりますか？

【A 5】利用料は無料です。

ただし、返却時には使用した分の燃料を補給してお返しくください。

【Q 6】手続きに必要な書類はありますか？

【A 6】申請書、運転者誓約書、運転免許証の写し、自動車保険証の写しをご提出いただきます。なお、申請書と運転者誓約書はホームページからダウンロードできます。

【Q 7】すぐに借りることはできますか？

【A 7】事前予約が必要です。利用を希望される日の10日前までにご連絡ください。



詳しくは茅野市社会福祉協議会ホームページまたは下記までお気軽にお電話ください。

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（総務・企画係）

TEL：0266-73-4431

FAX：0266-73-8030

この事業は、皆さまからの社協会費が活用されています。